

コーポレートゴールドカードの会員規約・規定の改定について

2021年4月20日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年4月20日（火）に掲載いたしました「コーポレートゴールドカードの有効期限到来時の更新停止に関するご案内」等に関するコーポレートカードの会員規約・規定（以下「規約等」といいます）の改定について、ご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

（1）対象カード

（ゴールド）コーポレートカード

（ゴールド）エクスプレスコポレートカード

（2）効力発生日

2022年1月1日より改定後の規約等が適用となります。

（3）改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、2021年9月頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

I. ティーエスキュービックコーポレートカード（法人一括決済型）規約・規定集改定箇所

条項名	条文		現行	改定案
	条	項		
カードの有効期限	5	2	当社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。	当社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。 なお、カードの有効期限の13ヶ月前に属する月の1日から有効期限の2ヶ月前に属する月の末日までにカード利用がない場合、当社は何らの通知をすることなく、更新カードを送付しないことができるものとします。
カードの紛失・盗難等	14	2	（前略）当社所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、（中略） ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）	（前略）所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、（中略） ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）
		3	会員は、前項に定める 保険 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から30日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。	会員は、前項に定める 補償 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から30日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を 所定の方法で 、当社または損害保険会社に提出するものとします。

II. ティーエスキュービックコーポレートカード（使用者決済型）規約・規定箇所

条項名	条文		現行	改定案
	条	項		
カードの有効期限	5	2	当社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。	当社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。 なお、カードの有効期限の 13 ヶ月前に属する月の 1 日から有効期限の 2 ヶ月前に属する月の末日までにカード利用がない場合、当社は何らの通知をすることなく、更新カードを送付しないことができるものとします。
カードの紛失・盗難等	14	2	（前略）当社所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、（中略） ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）	（前略）所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、（中略） ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）
		3	会員は、前項に定める 保険 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。	会員は、前項に定める 補償 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を 所定の方法 で、当社または損害保険会社に提出するものとします。